

平成27年第 3 回定例会

(第 3 日)

平成27年 9 月 10 日

平成27年第3回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成27年9月10日（木）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	欠	8	山田忠利	15	工藤竹雄
2	工藤秀一	9	石田昭弘	16	齋藤政子
3	福士稔	10	原田淳	17	齋藤律子
4	長内秀樹	11	桑田公憲	18	田中友彦
5	山口金光	12	大川登	19	佐藤雄
6	佐藤保	13	小野敬子	20	齋藤英仁
7	佐藤寛	14	葛西清仁	—	—

○欠席議員（1名）

1番 工藤貴弘議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	鳴 海 和 正	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	小 山 内 功 治
経 済 部 長	齋 藤 久 世 志	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	今 英 明	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉
事 務 局 次 長 補 佐	小 野 生 子	主 事	石 岡 奈 々 子

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

おはようございます。

1番、工藤貴弘議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

第7席、1番、工藤貴弘議員は本日の会議を欠席しておりますので、次の通告者の一般質問を許可することにいたします。

第8席、12番、大川 登議員の一般質問を許します。

○12番
(大川 登議員)

大川 登議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

大川 登議員の登壇を許可します。

12番、大川 登議員、登壇。

(大川 登議員登壇)

議長のご許可が下りましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます、12番、活政会の大川 登です。

質問に入る前に、私が昨年9月議会で一般質問をしたAEDのコンビニへの設置、大変ありがとうございます。関係者の努力に対し敬意を表したいと思います。これで少しは短命県返上の一助になるものと考えております。

私の質問はいままでの皆様方の重い質問と異なり、シンプルなものですので、どうか気軽に御答弁くださいますようお願いいたします。

1番目の質問として、ねふたの運行について質問いたします。

まずはじめに、運行準備の場所、いわゆる待機場所についての質問です。

「平川のねふたいいなあ」という声は、私もよく耳にします。しかしながら、いまの待機場所は順番もばらばらで、それを見学に来る観光客には評判がよくありません。そこで、ひらかドームから町居に抜ける市道を通行止めにし、一列に並べてはいかがでしょうか。あの道路を通行止めにしても抜け道が多数あり、問題にはならないと思います。それにドームやプールの営業もできるものと思いますが、市長の御見解をお聞かせください。

次に、運行経路の延長について質問をします。

観光客からの評判の悪い点、その次が見る場所が少ないということです。役場前から駅までのあの範囲、非常に短いです。あそこに何万人という客が来るわけですから見る場所がないわけです。どうしても県道大鰐浪岡線を挟む場所柄、そうせざるを得ないことは理解はしますが、工夫をしながら延長できないものかと思います。市長の御見解をお聞かせください。

最後に、囃子の統一について質問をします。

それは今年のねふた祭りの最中の出来事でした。運行中の囃子は問題ないのですが、止まっているときの囃子に違和感を感じたことがあります。聞くところによりますと、黒石ねふたの囃子だそうです。旧尾上町は、黒石ねふたに参加する団体が多数あり、黒石の囃子を演奏しているものだと思いますが、果たしてそれでよいのでしょうか。

「平川のねふたいいなあ」といった賞賛の声に、果たして報いているのかは曖昧なものがあります。囃子にしる、運行にしる、平川市独自のマニュアルとまではいかななくても、統一したものをつくってはいかなものかと思いますが、市長の御意見をお聞かせください。

次の質問に入ります。

市制10周年の記念に、平川市花火祭りの開催を切望することについての質問です。

花火大会は全国各地で行われ、いまや夏の風物詩となっておりますが、平川市ではやったことがありません。旧平賀町時代をみても私が小学生のときにはやっておりました。当時は提供どこどこ建設、どこどこ組とまるで建設業者の張り合いだなと。そんなことを子どもながらに感じたことを記憶しております。古きよき時代といえば聞こえはいいのですが、現在の厳しい時代からすると到底考えられません。それを考えると緑青園様には、本当に頭が下がる思いです。本当にありがとうございます。

そこで市制10周年を祝うため、来年の夏、花火祭りを行えないでしょうか。あえて祭りとしたのは、大会だと大口の協賛が必要になります。いまはそんな時代ではありません。ですから小口の協賛をいただき、市からの助成を合わせ行うことはいかがでしょうか。

そして場所は、合併の恩恵をもっとも感じていないであろう碓ヶ関で行えないでしょうか。御関所まつりに合わせてもよろしいかと思えます。これによって平川市碓ヶ関が少しは活気づくものだと考えておりますが、ぜひ御検討をいただけないものか、市長の考えをお聞かせください。以上、壇上からの質問を終わります。

(大川 登議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

(長尾忠行)

おはようございます。

朝晩めっきり涼しくなってきました。季節の変わり目、何かと体調崩される方も多いかと思えます。御注意していただければというふうに思います。

大川議員の御質問にお答えいたします。

ねふた運行についての待機場所についてであります。現在、ひらかドームから町居に抜ける道路には、運行順番の1番から5番までが1列に並んでいます。6番目以降はドーム敷地内へ待機させているのが現状であります。

御指摘のとおり、道路に1列に並べたほうが見た目は良いとは思ってはおります。しかしながら、すべて1列に並べるためには、各町会から搬送する時間を指定する必要がありますが出てまいります。ねふた搬送は、その時の交通状況も関係してきますので、指定時間通りに搬送するということはかなり厳しい、難しい感じがいたします。しかし、御指摘の点を平川ねふたまつり実行委員会へお伝えし、最善策について実行委員会で検討していただきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

次に、運行経路の延長についてであります。運行コースの延長については、一昨年から実行委員会の席上で話題となっており、現在も検討中

であります。現在の検討案は、ひらかドームから平賀駅までのコースであります。迂回路の確保、スタッフの増員、看板設置、大浪バイパスの通行止め等の措置が必要であります。通行止めについては警察署との協議・許可が必要であり、なかなか実現が困難な状況となっております。コース延長についても、引き続き実行委員会で検討していただき、コースが延長されることを願っております。

次に、囃子の統一についてであります。以前から旧町村単位での囃子の統一はされておられません。平川ねぶたは、各町会・ねぶた団体毎の囃子や踊りが魅力であり、各々の個性は大事であると考えますが、脈々と受け継がれてきた伝統文化を引継ぎ、良さを伸ばしていくことが地域振興につながっていくものと考えております。

次に、市制施行10周年記念イベントに花火祭りをというふうなことでありますが、市制施行10周年を盛り上げるために、現在、市が計画している主な事業といたしまして、開催日順に棟方志功作品展、羽州街道交流会平川大会、おおみそかに開催するねぶた祭り、10周年記念式典、林家木久扇を招いての消費者教育講演会、大相撲平川場所などがあります。

大川議員が御提言されております花火について、旧平賀町では2001年のおおみそかに開催した冬ねぶたと併せて、21世紀を祝う2001発の花火を打ち上げました。その時の経費は、約600万円であります。また、今年、緑青園と黒石市で行われた花火大会の規模は、緑青園が約3千発、黒石市が約2千発で、企業や個人からの協賛金や募金等で捻出しているとお聞きいたしております。

大川議員お考えの花火祭りにつきましては、花火大会より規模の小さなイベントとのことでありますが、ねぶた祭りの寄附と重なることなど、出費がかさむなかで、市民からの協賛金を集めることは大変厳しいものと考えます。

平川市内の花火イベントにつきましては、議員御指摘のとおり緑青園が見事な花火大会を開催しているお陰で、多くの市民が楽しまれていることと思います。市が主導する形での花火祭りの開催については、慎重に対応すべきと考えております。以上であります。

(市長降壇)

12番、大川 登議員。

大体、私が思っていたとおりの答弁でありました。

まず、ねぶたのことですけれども個性と、すべてが個性でやられてよろしいのかなという気はしておりますが、あまりそういうのにはこだわらないと、囃子の件ですね。こだわらないということなので、こだわらなくていいのかな……、囃子ぐらいは統一したほうが私はいいと思うんですけども、ここにまさか青森の囃子なんか持ってこられたらどう思います。お答えください。

市長。

○議長

○12番

(大川 登議員)

○議長

○市長
(長尾忠行)

ねふたの囃子であります、青森ねふたの囃子と平川市で行っているこのねふたとねふたの囃子そのものは違うと思います。ですから、青森ねふたの囃子が平川市でねふた運行のとき行われるとは考えられませんが、ただ、それぞれ先ほど申し上げましたように、それぞれの地域でテンポから違った囃子をいままでやってきております。それらが、この平川市のねふたの特徴というふうな形で捉えられているというふうには認識しておりますので、いま統一するかどうかというのは、大川議員の御意見をねふた団体の連絡協議会へお伝えはしますが、その中で協議していただいて、それが統一したほうが良いというふうなことになるれば、統一というふうな方向に向かうと思いますが、現段階では、いまのままの運行形態のほうがよろしいのではないかと考えます。

○議長
○12番
(大川 登議員)

12番、大川議員。

よく、よくわかりました。

ぜひあの……、間違っても五所川原とか来るわけないと思うんですけども、あまりにも違いすぎるとまずいのかなと。平賀の場合、結構テンポ速いので、弘前から比べますとテンポ速いので、それはその個性として認め合っていくのもまたありだと思うんですが、テンポはいくら違っていてもいいんですけども、囃子の種類が違うというのは非常に私あの困るんじゃないかなとは思うんですけども。それぜひ検討していただきたいなというふうにして思います。

次の質問ですけども、花火祭りのことですけども。私たちこころ辺の人たちは、黒石でも藤崎でも弘前でも見る機会は結構あるんですが、碓ヶ関のほうはそういった見る機会というのが、来れば見れるんでしょうけれども、好きで来れば、ないのかなというふうにして感じておりまして、ぜひ合併を進めるうえで、合併して良かったなと思ううえでもやられたほうが良いのかなと思ってましたけども。市の考え方がそうなのであれば、それは仕方がないなというふうにして思うことしかないですので、ぜひ次回に期待して、私の一般質問を終わります。

○議長

12番、大川 登議員の一般質問は終了いたしました。

第9席、17番、齋藤律子議員の一般質問であります、昨日、齋藤律子議員より、咽頭炎のため発声が困難となり、質問に支障を来すため、一般質問の方法を一括質問方式に変更し、その質問趣旨を代読していただきたい旨の申し出がありました。

同日、昼に緊急に議会運営委員会を招集し、その協議の結果、議員の権利尊重のため、申し出のとおりとすることに決定いたしました。

なお、一括質問方式ではありますが、自席にて質問することとし、代読者を議会事務局小野次長補佐としておりますので、御了承願います。

それでは、17番、齋藤律子議員の一般質問を許可します。

17番、齋藤律子議員。

(齋藤律子議員起立、小野次長補佐起立し代読)

○17番
(齋藤律子議員)
(代読、小野次長補
佐)

一つ目の質問として、第2期平賀総合運動施設整備事業について伺います。

①陸上競技場の自動計測器の導入について。

第2期平賀総合運動施設整備事業で、現在、整備が始まっている陸上競技場については、4種公認を取得する説明を受けていますが、4種公認では、自動計測器の導入は義務づけられておりません。自動計測器の導入について検討しているようですが、どのように考えているのか伺います。

②新体育館建設後の現体育館について。

新体育館建設後、現体育館の敷地等については、総合運動施設全体と考えた利活用を望むものでありますが、市はどのように考えているのか説明をお願いいたします。

二つ目の質問として、平川市食育推進計画について。

学校給食における地元農産物の使用20%の達成について。

この目標達成のためには、地元農産物を安定的に供給する仕組みづくりや、利用拡大が必要であります。市では、今後、どのような方法で安定供給を目指そうとしているのか。また、利用拡大するためには、どのような考えを持っているのか伺います。

三つ目の質問として、学校給食センターについて。

①平賀学校給食センターの増築について見直しをするべきであります。

尾上学校給食センターを、平賀学校給食センターに統合するための増築計画とのことではありますが、学校給食に使用する地元農産物の増量を図るため、農産物の処理スペースの拡張、処理のための人員の増員を図るべきであり、一部の増築であるなら見直すべきであると考えます。市長の考えを伺います。

②今後の学校給食センターのあり方について。

大規模な学校給食センター方式ではなく、学校給食における食育指導の充実、地元農産物の使用量の増量を図るため、それぞれの地域に密着した学校給食施設とするべきではないでしょうか。市長の考えを伺います。質問は、以上でございます。答弁、よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長。

一括質問でありますので、市長、登壇願います。

(市長登壇)

○市長
(長尾忠行)

齋藤律子議員の御質問にお答えいたします。

まず、体調が一日も早く回復されることを願っております。

まず、第2期平賀総合運動施設整備事業の陸上競技場の自動計測器の導入についてであります。第2期平賀総合運動施設整備は、平成29年3月完成を目指して工事を進めているものであります。その中で陸上競技場は、第4種公認競技場として整備することとしており、公認取得に必

要な用器具については、現在、精査しているところであります。

御質問の自動計測器の導入についても、開催される大会、利用頻度等を十分見極めるとともに、導入にあたっての経費、維持管理経費等の精査を行った上で判断してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、新体育館建設後の現体育館についてであります。

新体育館の建設であります。多様化する種目に対応する施設を整備するために、本年度基本設計を行うこととしております。現在、庁内検討委員会を開催し、基本設計についての作業を進めているところであります。現在の体育館は昭和50年に建築され、昭和52年にあすなろ国体のウエイトリフティング会場として使用されました。現在、施設・設備の老朽化が進んできておりますので、必要な修繕を行いながら市民に利用いただいております。

新体育館が完成するまでに、現体育館の敷地等の利用について、これから検討していきたいと思っております。

次に、平川市食育推進計画についてであります。

学校給食における地元農産物の使用割合を高めるためには、安定的に供給するための仕組みづくりや利用拡大のための方策が必要であると考えております。そのためには、需要側である学校給食センターと供給側である生産者の意見を確認しながら、双方が満足した条件となるよう、マッチングを進めていく必要があると考えております。

現在、農林課と学校給食センターで協議を進めているところでありますが、給食の献立と数量については、約1カ月前に内容が決定するため、学校給食センターで必要とする品目や数量・規格・価格の上限などについて毎月調査・報告し、検討会議を行うこととしております。会議において確認された内容をもとに、提供可能な農産物や生産者について、農林課が交渉していきたいと考えております。

また、安定的な供給を図るためには、より多くの生産者から農産物を供給してもらう必要があります。直接、生産者から学校給食センターへ納品する場合は、選別や洗浄、運搬など生産者の負担が多いことから、これらの課題解決と価格の折り合いが必要になるものと思われま。

現在、学校給食センターで取引している仕入れ業者においても、収穫期には地元産を優先的に納品するよう便宜を図ってもらっておりますが、さらに農林課が保有する生産者の情報を仕入れ業者等に提供することにより、より多くの数量を確保できるような体制づくりについて考えていきたいと思っております。

また、利用拡大については、例えば市内加工事業者や加工グループなどが市内農産物を使ってペースト状や製粉に加工した一次加工品を製造し、定期的に納品するような体制をつくるなど、学校給食センターでの利用回数を増やすことなどができる方策について考えたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。

次に、学校給食センターの増築について見直しをすべきでないかというふうな御質問に対してであります。

尾上学校給食センターは、平成5年に建設された建物であることから、現行基準では区切られた空間にあるべき調理室・サラダ室等が同一フロアに配置されており、衛生上の問題が指摘されております。また、施設・設備、特に給湯・給排水設備の老朽化が著しく、これらの問題を解消しなければならない必要性に迫られています。

このことから、今年度、平賀学校給食センターの現状調査及び両学校給食センターを統合した場合の平賀学校給食センターの増築に係る基本設計業務を委託いたしました。この結果を踏まえて、今後の給食センターのあり方について検討することとしております。

学校給食は、第2次平川市食育推進計画においても重要な役割を担っております。今後とも、「安全でぬくもりのある、おいしい給食を届ける」という基本理念に基づき対応してまいりたいと考えております。

今後の学校給食センターのあり方。

大規模な学校給食センター方式でなく、学校給食における食育指導の充実、地元農産物の使用量の増量を図るため、それぞれの地域に密着した学校給食施設とするべきではないかという御質問でございますが、平賀学校給食センターの現状調査等の結果はもとより、さまざまな要因を踏まえ、学校給食センター施設の検討をしてまいりますので、御理解の程よろしくお願いをいたします。以上であります。

(市長降壇)

○議長

以上で、17番、齋藤律子議員の一般質問は終了いたしました。

小野次長補佐、退席願います。

暫時、休憩といたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第10席、14番、葛西清仁議員の一般質問を許します。

葛西清仁議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

葛西清仁議員の登壇を許可します。

14番、葛西清仁議員、登壇。

(葛西清仁議員登壇)

○14番

(葛西清仁議員)

第10席となりました14番、葛西清仁であります。

久方の質問であり、なんが今日ばたばたとして、大変緊張の中どういふふうに行こうかなというふうにご悩んでおりますけれども、よろしくお願ひいたします。

先に通告したとおり質問いたしますので、理事者の方々には簡潔なお

答えをよろしくお願ひいたします。

今回質問いたします、ゴミの収集場所への出し方についての問題です。あそこは、平賀町時代からルールを守らない人がゴミを出している場所でもあります。また、私の自宅のまん前でもあります。玄関を開けると目に入ります。非常に見苦しく、大変困った問題と思っております。分別されていないゴミ、スーパーの袋に入れたまま出されたゴミ、収集日に関係なく置かれているゴミ、さらには名前の記入のないゴミなど排出が常用化しています。

現在、監視カメラが設置されてから1年ほどたちましたが、未だに生ゴミと燃えないゴミ、燃やせるゴミと同一の袋に入れて置かれたりしています。また、以前には、うじ虫等の虫とか発生源となっていたこともあります。非常に不衛生な収集場所でもあります。現在、町会に委託管理になっていると思うのですが、収集日前日には柏木町町会長がゴミの仕分けをし、自分の名前または柏木町町会と書いて、ゴミの収集が行われている現状です。

また、私が議員に復帰する前のことでもありますが、以前は通勤途中なのか自動車で収集場所に来てゴミを置いていく方を幾度か見かけていました。これについて担当課に、なんとかならないものかと尋ねたこともありましたが、平川市内のどこのゴミの収集場所にゴミを出しても、市民であればいいんだよというふうなことが言われ、これについてはいまのところ何ともできないということも言われたこともありました。

いずれにしても監視カメラを設置してから月日がたっていますので、映像を解析しルール違反をする人物を確認していると思しますので、違反者に対して、これまでどのような対策、指導をしてきたのかをお尋ねいたします。

また、ゴミの問題は平川市のことだけではなく、他の市町村でも多々あることでもあると思います。隣の弘前市や大鰐町では、ルール違反者の対策として個別収集が実施されています。当平川市でも経費や作業時間等の問題もありますが、モデル地域を設定し、個別収集の導入を検討できないかお尋ねいたします。

次に、平賀駅前地区の冠水についてお尋ねします。これについては、昨年12月議会で大川議員も質問しておりますが、それ以前からも質問されてきた場所でもあります。

ここ数年、何度も道路への冠水が繰り返し、昨年8月には1週間ほどで2度、前田堰より水があふれ出しました。先日、8月9日も突然の雨により付近の道路が冠水し、一部の住宅が被害を受けました。いままでであれば、蒲田堰・前田堰、その間にある融雪溝を含め、全部より水があふれ出していたのですが、このときは前田堰に流れ込む健康センター脇の側溝に水が集中し、その周辺だけがあふれ出したわけです。

この地域は、宅地開発がされる前は天然の貯水池でありました。宅地

開発により流れ込む水の行き場が少なくなり、度々冠水していると思われます。既存の側溝では排水能力が追いつかず、その解決策として調整池または貯水池のようなものを設置していただけないかと思います。実行力のある市の浸水対策について、市長はどのような考えであるのかお尋ねいたします。以上で壇上から、私の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

(葛西清仁議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

(長尾忠行)

ゴミの収集場所への出し方についてであります。

このことについては、今年のまちづくり懇談会中佐渡地区でも御指摘がありましたし、昨年も猿賀地区等で御指摘をいただきました。監視カメラの設置等できないかというお話もありましたが、まず、葛西議員から御指摘のありました集積所につきましては、以前からルール違反のゴミが多いことから、その対策として監視カメラの設置をいたしております。

本来、監視カメラの設置につきましては、不法投棄やルール違反のゴミ出しを抑止することを目的としており、排出者の特定までは行っておりません。しかし、今後の対応として、あまりにもひどい場合はルール違反のゴミを調査し、排出者を特定したうえで、文書等によるゴミ出しの指導などを行ってまいりたいと考えております。

また、戸別収集についてであります。マナー違反に対する指導が容易となるなどのメリットがある一方、収集に係る作業量が多く、時間もかかることなどから、経費や人員の増など、費用対効果の面で問題もあると考えます。現在のところ、導入は考えておりませんので御理解をいただきたいと思っております。

次に、平賀駅前地区の冠水についてであります。

平賀駅前地区冠水対策については、市役所本庁舎周辺の宅地化に伴い、農地等への地下浸透が減少したことにより、下流に位置する道路側溝兼用前田堰に豪雨時雨水が集中し、周辺の駅前地域が冠水する事態となっております。

近年の大きな冠水被害は、昨年の8月に2回、今年度は8月9日に午後9時から1時間で37ミリの雨が観測されており、災害対象となる時間雨量20ミリを、大きく超える量となりました。

昨年からは本地区冠水対策として、関係する六羽川土地改良区と連携しながら、豪雨時被害軽減緊急措置実施体制を図り、豪雨の際、現場での冠水状況確認・指示・報告に努め、関係機関で情報を共有しているところです。

今年度は平川市浸水対策基本調査として、駅前地区の現況雨水集水範

囲、道路側溝の排水流末処理能力、最終放流先河川等を現在調査中であり、その結果をもとに議員御提案の調整池案も視野に入れながら、最終的な整備計画を定め、実施していく所存でありますのでよろしく願いをいたします。以上であります。

(市長降壇)

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(須藤秀人)

マナー違反のゴミに対して、どのような指導をしているのかということについて補足答弁いたします。

柏木地区の今回の集積所に限らず、マナー違反のゴミについては収集業者が収集していきません。その場所に残していきます。そうすると町会長さんをはじめ、各地区の地域の方でそのゴミを何とかするというところで、御努力されています。

当方としては、そういうゴミがあった場合は、これまでも市役所のほうに御連絡していただいて、市役所で回収に伺って、そのゴミを調査、分別の状況等を調査して、排出者が特定できるものであれば、市役所からその排出者に指導するというようなやり方を行ってまいりました。以上です。

○議長

14番、葛西清仁議員。

○14番

はい、14番、葛西です。

(葛西清仁議員)

ゴミの問題については、なかなか難しいことだろうと思っております。一部個人の違反者のおかげで、その地域に住む人たちが大変迷惑を被っているというのが、本当に困った問題であると思っております。

市長の答弁の中において、監視カメラは抑止のためにあったという話も出ました。それはわかるんですよ。あそこにつけでから1年もたつんですよ。それで、抑止になっているかと言ったら、なってないので今回、質問という形でさせてもらいました。

私が一般質問を上げてから、カメラが取り替えられました。多分、今後もっと厳しい対応するために、もっと高性能なカメラを取り替えながら、きちんとした対応をしていくのだらうと思っておりますので、映像を解析し、きちんとした対応をし、そのようなことがないよう、あそこだけでなくほかの地域でも多分通りの所は多々あると思うので、それを担当課のほうではきちんと指導をし、なくなるようよろしく願いしたいと思っております。

冠水のほうでありますけども、市長の答弁の中で、私の提案も含め検討してまいりますということでありました。ありがたいことありますけれども、もう一つ担当課である辺の水路といいますか、堰の地図を見させていただきました。確かに上流のほうで雨が降ればどうしても下流のほうで、狭いので水があふれやすいです。ましてやあそこは多分、平川市内で一番低い場所であろうかと思っております。よって柏木堰でしたかな、市役所の所まで来て、健康センター脇のほうに流れるようになっている

ところがあります。今回の8月9日のときもその部分だけに集中しておりますので、その部分の水路の水の流れの迂回というのも一つ考えていただければと思いますので、そこら辺のところを市長、もう一度答弁よろしく願いいたします。

○議長

市民生活部長。

○市民生活部長
(須藤秀人)

先ほども言いましたように、カメラの設置そのものは排出者を特定するというのが主目的ではございませんけれども、やっぱりあまりひどい場合はですね、排出者の特定も含めてですね、これまで以上にカメラの映像を解析、分析して、その実態をもう少し詳しく分析して、その実態に合わせた対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

この雨水の対応であります。昨年、私も現場をこうずうっと歩いてみました。どうしても流末のほうとといいますか、前田堰、葛西議員の前の所あそこに抜ける場合に非常にあそこであふれてしまいます。あそこが詰まる関係もあって手前のほうも詰まるというようなことであります。

さまざまな検討をいま対応させていただいておりますが、現在の状況については経済部長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長

経済部長。

○経済部長
(齋藤久世志)

市長が申しましたとおり、現在、調査を進めているわけでございまして、総務課それから土木課、農林課の3課でもってそのプロジェクトを立ち上げてですね、その対応を検討していく予定となっております。なお、その検討もされながら、土地改良区の皆さんとも協議しながら、その対応策を検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思っております。以上です。

○議長

14番、葛西清仁議員。

○14番
(葛西清仁議員)

はい、ありがとうございます。

ぜひとも今後、そのゴミの問題、また水の関係なくなるよう、少なくなるよう対応をよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長

14番、葛西清仁議員の一般質問は終了いたしました。

11時5分まで休憩とします。

午前10時48分 休憩

午前11時04分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第11席、9番、石田昭弘議員の一般質問を許します。

石田昭弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

自席において石田昭弘議員の一般質問を許可します。

9番、石田昭弘議員。

○9番
(石田昭弘議員)

本定例会最後の一般質問となります、11席、9番、新風の会の石田昭弘です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、改選された新たな議会の眼目の一つに、先の選挙で多くの方が訴えていました議員定数削減があると思います。一般質問1席で、新風の会代表、原田 淳議員が述べていたのと同様、私も議長が先頭に立って、できることであれば議員全員の連名で発議をしてはどうかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

さて、異常気象が叫ばれてから久しくなりました。豪雪や猛暑、局地的な雷雨や突風、強い台風など、気象の変化が極端になっているのではないかと指摘されています。中でも特徴的なものに雨の降り方があります。ゲリラ豪雨と呼ばれているように、近年、局地化・集中化・激甚化しています。この傾向は地球温暖化などによって、今後も増加しうるものだという見方が強く、気象災害に対する備えを怠ることなく、なさなければならぬと考えています。

平川市においても、平川市地域防災計画に基づき、防災訓練を毎年行い、防災体制の強化及び地域住民の防災意識の高揚が図られていますし、各種団体、各町会も自主防災組織を立ち上げ、防災訓練、炊き出し訓練などを行っていると聞いています。こうした防災訓練とともに、安全・安心な生活の場を確保するためには、日ごろからの各種施設、構造物の点検と管理が欠かせません。

そこで、①側溝・用水路の点検と管理について質問いたします。

平川市は比較的、気象災害が少ないと言われておりますが、一昨年の2013年9月16日、台風の大雨による土砂災害が発生しました。昨年も8月22日の集中豪雨では浸水被害が発生。今年も先ほども述べておりましたけれども、8月9日の夜、一部地域がゲリラ豪雨となり、側溝から雨水があふれ出し道路が冠水する事態となりました。

市では、平川が40年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、氾濫した場合を想定した洪水ハザードマップを平成21年に作成し、防災対策を進めていますが、冒頭でも述べたように、近年、局地的集中豪雨、ゲリラ豪雨が多発、より身近な場所で水害が起きる可能性が高くなったように思われます。

そこで、洪水ハザードマップ以外の場所でも、これまでに洪水や水害があったと思います。このような場所をマッピングし、防災対策として側溝や用水路の点検・管理などは、定期的に行われているのかどうか質問いたします。

具体的に②としまして、側溝の泥・堆積物の除去について質問いたします。

水があふれ出す第一要因は、想定外の雨量の多さによりますが、他に水路の形状や構造、土地の高低差など構造上の問題と、泥・堆積物によ

る管理上の問題があるのではないかと考えます。

対策として、構造上の問題は時間、経費がかかり長期的な取り組みを要すると思います。片や維持管理の問題は、コストパフォーマンスに優れていると思いますが、市と市民相互の協力が不可欠であると思います。泥・堆積物の除去は、春と秋の年2回。町会単位、もしくは個人が自宅前の側溝の泥上げを自主的に行うようになっているようですが、実際状況はどのようになっているのか質問いたします。

また、道路の下の側溝、つまり暗渠の泥・堆積物の除去は個人では難しく、特殊な器具がなければできないと思われませんが、これまでどのようにこれも行っていたのでしょうか、お答えください。

次に、③ゴミ・異物の除去と水門の調節について質問いたします。

側溝の泥と堆積物に加えて、用水路の堰並びに分流堰のゴミや異物、水門の調節なども流れが悪くなっているものと思われま。普段のゴミ・異物の除去及び大量に流水が発生した時のゴミ・異物の除去と水門の調節は、いつ・だれが・どのように行っているのでしょうか、お答えください。よろしくお願ひします。

市長、自席で答弁願ひします。

石田議員の御質問にお答ををいたします。

まず、側溝、用水路の点検・管理についてであります。

議員御質問の、洪水ハザードマップ以外の冠水被害箇所の把握や、側溝・水路の点検及び管理が行われているかということですが、まず、洪水ハザードマップは主要河川の平川や浅瀬石川などが氾濫し、冠水した場合を想定しております。それ以外の箇所の点検・管理につきましては、側溝は市が、水路は各改良区が、不定期ではありますが巡回し、点検を実施しております。また、異常出水時も巡回によって、その区域と原因の把握に努めているところでありますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、2点目の泥・堆積物の除去についてであります。

側溝の泥・ゴミ等を撤去する維持管理に関しましては、従前から各町会へ御協力いただくようお願いしておりますので、今後も同様の御協力をいただきながら管理してまいりたいと考えております。また、横断側溝など町会対応が困難な場合についてであります。現地調査のうえ、業者へ委託しておりますので、これについては各町会へ周知をしてまいります。

次に、3点目、ゴミ・異物の除去と水門の調節についてであります。

用水路及びそれに附帯する水門の管理については、各土地改良区または水利組合等が行っております。これは通常時も異常出水時も同様であります。しかし、最近のゲリラ的集中豪雨の浸水対策を講じるため、市が水門の状況を調査したところ、適切な開閉作業が行われていない水門が見受けられました。今後は、防災上の観点からも管理を徹底するよう、

○議長

○市長

(長尾忠行)

水路関係者と協議してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長

9番、石田昭弘議員。

○9番

はい、ありがとうございます。

(石田昭弘議員)

まず、再質問の1点目としまして、①の点なんですけれども洪水ハザードマップは、平川、浅瀬石川、岩木川等広域にわたってされていると思うんですけれども、県のほうで、それ以外にも先ほど述べたように、近年のゲリラ的な豪雨に関しまして、小さな川でも用水堰でもまた側溝でも、実際起きていますので、実際このマッピングしてですね地図化しまして、また市民の方々にも警戒を呼びかけるためにも作成していただいたほうが、よろしいのではないかと思いますけれども。この点に関してまた確認させていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長

市長。

○市長

昨日、今日もですか、関東地方でかなりの集中豪雨が出て、被害が出ているようではありますが、近年のこのゲリラ的な豪雨によりまして、いままでの水路では対応できない箇所が、多く見受けられるようになってきたというふうに認識をしております。

(長尾忠行)

ただ、それらすべての箇所に対して水路を拡げるとか、そういう対応というのはなかなか難しい状況にあります。議員御指摘のように、その、じゃあ集中的な豪雨があった場合、どのような地域が浸水しやすい地域であるのかという、そういうマッピングといいますか、調査はこれからも続けてまいりたいと思っております。

○議長

9番、石田昭弘議員。

○9番

ぜひ、よろしくをお願いしたいと思います。

(石田昭弘議員)

続きまして、再質問の②としまして、泥・堆積物の除去について再質問させていただきます。

先ほど、町会、個人が自主的に行っていることに対しまして、今後ともその方向でというふうなお話がありましたけれども、実際はなかなかそれもできてない状況にもあろうかと思います。

そこでもって近年、先ほどから述べていますように緊急時の例えば豪雨とかありまして、対応も非常に苦慮している状況下にあつてですね、地域防災の一環として市をあげてこの側溝の泥とか、堆積物の除去に取り組んでみてはどうかと思うんですけれども、この点に関しましてはいかがなものでしょうか。

○議長

市長。

○市長

その堆積物の除去に対して、市をあげてというふうなことでございまして、いままでそれぞれ町会等をお願いしながら堆積物の除去をしております。

(長尾忠行)

なかなか蓋の開閉ができかねるという箇所に関しましては、器具を貸し出しをしております。全体でそういう堆積物を除去するというのは、

どういふふうな方法があるのか、ちょっと検討しなきゃならないことではないかとは思いますが、基本的にはやはり一番地域のことを知っている地域の皆さんが、その堆積物を除去していただくことが、住民の皆さんの安全・安心にもつながることではないかというふうに考えております。

○議長

9番、石田昭弘議員。

○9番

(石田昭弘議員)

以前の話で申しわけないんですけども、地域の住民の方もそうなんですけども、地域の消防団の方々がですねホースを使って側溝の泥の除去もあたってと言われておりますけれども、その結果、用水堰に泥が入りますので、また用水堰のほう農業用水となってきますので、これまた困ったものだというので、いまは行われていないと聞いております。

実際にできれば市をあげて一つの防災意識を地域住民を守っていくために、やっていただくと大変ありがたいと思うんですけども、またなかなかそうまではいかないということであれば、実際町会ごとに計画を立ててやっていくと思いますので、その点はまた先ほど市長が述べたように開閉のための蓋ですね、これ重いので先ほど市のほうにも貸し出し器具があるとおっしゃってございましたので、この点もぜひ広く皆さんに周知・徹底していただきまして、またこの器具を貸し出しにあたっては、何か条件があるのかどうか。例えば町会単位であればいいけれども、個人に対してはどうなのか。この点に関しましてもお知らせ願いますようお願いいたします。この点に対してはどうなんでしょうか。

○議長

建設部長。

○建設部長

(櫻庭正紀)

御指摘の側溝の蓋の開ける器具ということなんですが、制限あるのかということですが、特に制限は設けておりません。ただ、器具の個数に制限がございますので、事前に当課のほうに御連絡いただければ対応できるというふうに考えております。

○議長

9番、石田昭弘議員。

○9番

実際どれぐらいの数があるのでしょうか、お教え願えませんか。

(石田昭弘議員)

○議長

建設部長。

○建設部長

(櫻庭正紀)

台数についてちょっと私、いまここでは把握しておりませんので、もしよろしければ後ほど議員にお知らせいたします。

○議長

9番、石田昭弘議員。

○9番

よろしく願いいたします。

(石田昭弘議員)

次にまた、③としまして再質問させていただきます。

ゴミ・異物の除去と水門の調節に関してなんですけども、問題なのが特に緊急の場合です。先ほどの答弁でも役割分担といいますか、管理者は決まっているという話は伺っておりますけれども、しかし、いざ緊急の場合はそれが即対応できるのかどうか、これがとても心配になります。

具体例で申し上げますと、豪雨で水かさの上ったある用水堰なんで

すけども、ゴミ・異物の除去と水門の調節を御高齢の御婦人が行っておりまして。非常に危険な状況下のなかで行っておいりましたので、もし万が一落ちたりとか、不測の事態が発生しますと人命にもかかわりますので、この点はしっかりと管理責任の問題もありますので、どうか緊急事態にも即応できるルールづくりと、また実際にそうなった場合に即応体制ができるのかどうか、この点に対しましてもう一度確認させていただきます。お願いします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

議員御指摘の水門の管理を高齢の女性にお願いしてあるというふうなことでありますけれど、もし現実的にそういう状況がある、多分御指摘ですからあろうかと思えます。そういう所は、まずは市民の皆さんの安全・安心そして生命というのは大事なことでありますので、改良・改善をしていかなければならないと思っております。

管理につきましては、先ほども申し上げましたとおり土地改良区または水利組合であります。しかし、議員御指摘のように、市民の命と財産を守るためには、水路施設の管理運営について、現状の再確認と今後の取扱いに万全を期す必要があると考えております。先に述べた交付金事業も視野に入れながら、市と関係者が一体となって、災害に対応できる体制となるよう推進してまいりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

9番、石田昭弘議員。

ぜひよろしく願いいたします。

そして先ほどの答弁で、市長が御婦人に管理を任せているような答えがありましたけれども、その方自主的に行っています。その水門管理が先ほど言ったように具体的にされていませんので、自分の所に何度も水があがってましたので、それを自分が閉めているような、自主的に閉めたり、開けたり、ゴミを上げて除去したりとか。このようなことを実際されていまして、非常にこれは危険だなと思ってましたので、ぜひともこの点はどうか把握していただきまして、今後の万全な対応をよろしく願いしたいと思えます。

天災、これはいつ起こるかわかりませんので、備えあれば憂いなしとも言われておりますので、日ごろからの点検・管理をぜひともよろしく願いしたいと思えます。そしてまた、いまある器具・機材・設備に関しましても十分にその機能が果たせますように、凡事徹底を何とぞよろしく願い申し上げます。

それでは次に、大きな2としまして、福祉除雪について質問いたします。

住みやすい平川市とするために、避けては通れない課題として除排雪があります。これまでも、幾度となく議論されてきていると思いますが、冬期の降雪を前に質問をさせていただきます。

①としまして高齢者世帯・障がい者世帯の除雪の現状と対策について質問いたします。

平成24年第1回定例会、豪雪対策に対する一般質問の答弁に、要援護台帳の整備を進めているとありました。現在、要援護を必要とする世帯はどれぐらいあるのか、お答えください。

答弁には、要援護台帳をもとに、支援体制を構築し、豪雪時に有機的に機能するように計画しているとあります。要援護者という言葉の表記はありませんが、第6期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、第9節安全・安心な快適な生活環境づくりには、「平川市ボランティア連絡協議会と平川市社会福祉協議会が主催となって、1人暮らし高齢者世帯及び高齢者世帯を対象にスノーバスターズを組織し、実施します。」とあります。現状これも行われていると思います。

そこで、この雪下ろし以外で、要援護者並びに高齢者世帯、障がい者世帯に対する計画及び対策がありましたら、その内容をお知らせください。

②福祉除雪について質問いたします。

豪雪時はもとより、平常時でも間口から玄関までの除雪並びに屋根の雪下ろしは、健常者でも辛い作業です。ましてや、要援護者や高齢者世帯、障がい者世帯では困難極まりないことは、言うまでもありません。雪下ろしに関しては先ほど述べたスノーバスターズが行い、支援された方から、大変助かった、ありがたいという感謝の声を聞いています。この感謝の声を励みに、除雪の内容をさらに充実いただければと考えます。

そこで具体例を挙げさせていただきたいと思います。これはある自治体の取り組みとして福祉除雪事業と題して、おおむね次に述べる内容を実施しています。実施期間は、12月初旬から3月下旬まで。除雪の内容は、間口おおむね1.5メートル、敷地内は玄関先までの通路部分で歩行に支障のない80センチ程度の幅で除雪。利用対象者は、道路に面した一戸建て、約500メートル以内に除雪を援助できる子、または、子の配偶者が居住していない世帯。70歳以上だけで構成されている世帯。重度の身体障がいのある方だけで構成されている世帯。利用者負担金は、市民税非課税世帯5,000円、市民税課税世帯1万円、生活保護世帯無料。福祉除雪の除雪を行う方を地域協力員として募集、1シーズン通じて協力した人に、活動終了後、1世帯につき2万1,000円の協力員活動費を支払うというものです。

ほかにも地域の特性に応じた取り組み例として、平成17年度より除雪デーを設け、豪雪時に市職員による地域一斉除雪を行っているところや、平成21年度から要援護世帯冬期在宅支援事業を立ち上げ、要援護世帯の把握から冬期除雪支援のマニュアル化をし、除雪を行っている自治体などがあります。

また、8月21日の新聞には青森市が本年度から、家庭の雪下ろしが困

難な高齢者世帯などを対象に行ってきた、除雪費用への支援を拡充すると報道されていきました。高齢者世帯、障がい者世帯では、除雪は大変大きな問題です。当市でも福祉除雪について取り組むべきだと考えますが、御答弁をお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

石田議員の除雪の質問にお答えする前に、先ほどの高齢者の御婦人のいわゆる水門の開閉についてでありますけれど、本来であれば水利組合あるいは土地改良区等の管理者がすべき所であると思いますので、それはもし命に関わることがあれば大変危険ですので、後ほどこの箇所であるのかお知らせいただければというふうに思います。

それでは、福祉除雪といますか、そのことについてであります。

御質問の要援護者台帳の登録世帯は、現時点で709世帯、登録人数は924人となっております。

平成26年度の除雪に係る実績として、スノーバスターズの雪下ろし事業以外では、同じく社会福祉協議会が主体となって、道路除雪後の雪の塊や敷地内の除雪を各町会に依頼している小規模除排雪事業があります。昨年度は26町会で実施したとのことであります。

市といたしましては、現在のところ福祉除雪について、市独自の計画はございませんが、今後、社会福祉協議会や民生委員、在宅介護支援センター等と連携を強めながら、援護が必要な方には支援が届くように努めてまいりたいと思っております。

続きまして、いろんな御提案をいただきました。議員が例示されました、各地の先進事例は、除雪対策として大変参考になる内容であると思います。改めて社会福祉協議会等で行っている、現状の除雪事業が要援護者の除雪をカバーできているのかいないのかを確認し、新たな取り組みの必要性等に検討していきたいと考えております。

まちづくり懇談会等やらさせていただいておりますが、そのなかでも高齢者世帯の除雪に対する御要望がたくさんございます。高齢化が進むなかにあって、またひとり暮らしあるいは二人暮らしの除雪、あるいは排雪できない家庭が多くなっているなかにあって、私としては地域で助け合うまちづくりというふうなことでお願いをしておりますが、市としてじゃあどういうふうなことができるのかも、これから検討を重ねていかなければならない課題だと思っておりますので、時間をいただきながら協議してまいりたいと思っております。

○議長

9番、石田昭弘議員。

○9番

(石田昭弘議員)

市長の前向きな検討、本当にありがとうございます。ぜひともこの点は、これからますます重要になってまいりたいと思っておりますので、取り組みのほうですね、よろしくお願ひしたいと思っております。

さらにまた、再質問といたしますか、一つの提案なんですけどもさせていただきたいと思っております。

高齢者世帯、障がい者世帯の雪下ろしに関してなんですけれども、雪下ろしに関しましてスノーバスターズ、いい名前ですね、これとっても、私もなかなかこの名前いいなと思ひまして、今後とも活躍期待しているんですけれども、これ以外に通常であればシルバー人材センターや業者に依頼しているようで、両方比較した場合、価格差が非常におおございます。そこでもってどちらを利用するかは、その人によって違うんですけれども、シルバー人材を利用した場合の条件に、安全上の問題から、雪止めのない屋根の雪下ろしはできない、このようになっております。

そこで、高齢者世帯、障がい者世帯などの負担軽減と、落雪・落下事故防止、これを安全に行うために雪止めが設置されていない屋根に、雪止めの設置を希望する場合、助成するなどという措置を講ずることはできないものかどうか。この点に関しまして、市長の御意見をお聞きさせていただきたいと思ひます。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

要援護世帯の中で、親族や地域の援助を受けられない状況にあり、真に雪下ろしが困難な世帯の把握については、社会福祉協議会が毎年11月ごろに民生委員、在宅介護支援センターの協力を得て事前に調査を行っております。昨年度はスノーバスターズによる雪下ろし対象世帯は、平賀地域5件、尾上地域3件、碓ヶ関地域5件の計13件を予定しておりましたが、降雪の状況から実際には6件の雪下ろしを行ったと聞いております。なお、昨年度のスノーバスターズの登録者数は76人で、雪下ろしの件数が増えても対応できる状況にあると現在のところでは認識をしております。議員御提案の屋根の雪止めの設置費用の助成につきましては、いまのところ考えておりません。

確かに雪下ろしでの事故が多いですし、シルバー人材センターでは雪止めのないところの屋根には上がらないようになっております。これから需要等がどれくらいでくるのか、その辺のところを鑑みながら対応というのは考えていかなきゃならないので、いま即ち屋根の雪止めに対する助成ということは考えておりませんのでよろしく願いいたします。

○議長

9番、石田昭弘議員。

○9番

(石田昭弘議員)

それでは今後の状況をみながら、また状況に応じて対応のほうをお願いしたいと思います。今後の高齢者世帯の増加を見据えて、安心・安全で、住みよい平川市とするためにも、さらなる除雪体制の強化これを切にお願い申し上げます。

次に、道路の除排雪について質問いたします。

道路の除排雪で毎年問題になるのが、間口に置かれていく固雪です。時代が進み、機械や技術が進歩しているにも関わらず一向に改善されません。雪国の宿命と言われればそれまでですけれども、朝出がけの除雪は、時間的にも労力的にも大きな負担になり、経済活動にも大きな影響を与えています。国には雪国の現状をしっかりと把握いただき、メーカ

一や研究機関などに協力を仰ぎ、除雪車や除雪関連の技術革新をぜひともしていただきたいと思っております。

それでは、①国・県・市の連携による除雪について質問いたします。

道路除雪は、道路の区分により、国・県・市と担当が分かれており、相談窓口も異なり、対応のスピードにも違いがあるように感じられます。具体例を申し上げますと、昨年末から新年の大雪で降雪量が多くなった1月5日の朝、仕事始めの車が多く行き交うある県道が、市道に比べ除雪が行われておらず、雪がせり出し狭くなった場所で接触事故が起きていました。この状況を建設部土木課の管理係に相談したところ、速やかに県に連絡していただき、除雪が行われ本当に助かりました。市担当係の方には改めて感謝、お礼申し上げます。

市民にとってはみな同じ大事な生活道路です。具体例で申し上げたように、道路区分で除雪に違いが出るようでは、仕事や生活に支障をきたします。道路の区分で違いが表れないように、国・県・市で情報を共有、連携して除雪が出来ないものかどうか質問いたします。

加えて降雪時のみならず、屋根からの落雪や空き家前の狭くなった道路、雪解け時のぬかるんだ道路なども、同様に情報を共有し連携して除雪が出来ないものかどうか質問いたします。

次に、まちづくり懇談会で問題提起されました、側溝・融雪溝蓋の開閉について質問いたします。

冬場、側溝・融雪溝に雪を捨てていますが、利用後、蓋がそのまま開け放たれていたり、締め切らないで段差が生じていたり、ビニール袋が挟まり、滑りやすくなっていたりと、危険な状態のものが散見されます。全国で転落事故、死亡事故なども発生していますし、本市でも転倒事故が発生しています。これまでも広報活動などで注意喚起をしていると思いますが、問題が常態化していると思います。市民の皆様の御理解と御協力をいただき、歩行者と作業の安全を確保していくためにも、今後とどのような対応を考えているのか御答弁お願いいたします。

市長。

まず、国道・県道・市道の連携による除雪についてであります。

議員御質問の、国・県・市での連携した除雪体制が図れないかということではありますが、市管内の除雪業務につきましては、毎年秋に中南地域県民局で道路管理者及び関係機関等による路線確認や、緊急時対応など協議しているところでございます。

また、道路除排雪等、苦情・要望につきましては、現地確認し速やかに市道部においては、直営または施行業者、国道であれば弘前国道維持出張所、県道であれば中南地域県民局に報告し、情報を共有しながらの対応に努めております。

県及び市では例年、除雪計画書を作成し、冬期間の降雪により道路交通が阻害され、地域の産業活動や生活に支障を及ぼさないよう、道路交

○議長

○市長

(長尾忠行)

通の確保に努めており、早朝7時までには作業が終了できるように出勤に努めております。早朝の降雪など除雪体制が間に合わず、市民から苦情をいただくこともあります。事情を説明し、日中除雪に際しては車の交通等危険であることを御理解いただいております。

今後も市管内の除雪体制については、国・県と強く連携を図り、情報を共有しながら、市民の生活に支障を来さないよう、特に交差点部の除排雪、路面が緩んだ状態のはぎ取りなど、早急な対応に努めてまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いをいたします。

次に、側溝・融雪溝の蓋の開閉についてであります。

議員御質問のとおり、冬期間、側溝蓋及び融雪溝蓋の利用者管理に伴う、歩行者の転倒事故及び道路除雪作業への支障、蓋の損傷等が多く発生しており、市道部また県道部でも見受けられ、県・市の共同で利用者への注意喚起のチラシを配布したり、市ホームページ、広報、町会等回覧の雪対策のお知らせの中で注意を呼びかけております。

市としても大変危険であると認識しておりますので、今後の対応策としましては、県と連携を図りながら再度の注意喚起、これが一番大事かと思っております。また、ホームページ、広報等でのさらなる呼びかけ、危険箇所については、個別訪問し直接注意など徹底してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長

9番、石田昭弘議員。

○9番

(石田昭弘議員)

はい。除雪に関しまして先ほど、これからさらに連携を密にして取り組んでいくとおっしゃっておりましたので、ぜひとも特にタイムラグが発生しないように、先ほども述べておりましたけれども交差点の部分が特にそうですけれども、県道と市道、国道と市道交わるこの点、特に段差とかできてですね、交通上も障害になったりとかっておりますので、ぜひともこの点は注意深く連携をとりながら、除雪・排雪のほうをお願いできればと思っておりますので、何とぞお願いを申し上げます。

また、融雪溝・側溝の蓋なんですけども、実際雪片付けする方にとっては雪の捨て場がなくて、側溝や融雪溝に入れているわけなんですけども、どうしても1点確認としまして蓋が重い、この結果そのまま放置しておくこともあるかと思っておりますので、これを何か軽い方法でこの蓋をつけるようなものがあるのかどうか、ちょっと私もわかりませんが、今後の検討課題としてもらえればありがたいと思っておりますので、この点に対して何かこう市長の御見解とか、何かあったらお聞きしたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

この蓋を開けたままおく理由として、その蓋が重いからそのままにしておくんじゃないかというふうな御指摘でございます。これはどういう理由によるのか、多分開けたままのほうが凍ったりすることもあって、開けたままにしておくということも考えられますけども、やはりなんと

いってもその利用する方の利便性よりは、やっぱり市民の皆さんの安全・安心をやっぱり一番に考えていただきたいなというふうに思います。

また、その軽くする方法が考えられないかというようなことでありますけれど、これ側溝の蓋でありますので、車も歩いたりすると思います。人も歩きます。ある程度強固なものでなければならないと思います。強化プラスチックで、そういうものがあるのかどうかはちょっとわかりませんが、もしできるとしたら、どういうふうなことができるかというのことは検討はいたしますけれど、まずはその利用者の方に使ったあとは、蓋をまた元に戻していただくということを徹底してお願いすることだというふうに認識しております。

○議長

○9番

(石田昭弘議員)

9番、石田昭弘議員。

そうですね、私もそのように考えておりますけれども。冒頭述べたように、技術がこれだけ進化、進歩しているにもかかわらず、旧態依然とした雪国に対するいろんな機材がそのままになっておりますので、もっと研究したいとか、国挙げて予算化して対策等講じていく必要があるのではないかなと思います。一自治体では難しいと思いますけれども、今後の一つの大きな検討課題として、県・国のほうにもこのような訴えをしていただければありがたいと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

この項目の最後になりますけれども、地方創世に関わる人口ビジョン及び総合戦略策定に、市民の皆様の意見等を役立てるために実施された当該市民意識調査アンケートの項目6、現状の満足度の否定的意見の第2に除排雪の状況があります。東洋経済新聞社の住みよさランキングに、平川市が住みよいと掲載されていますが、現実にはランキングの評価に反映されていない、冬期降雪時の除排雪など、自然環境に関わる地域の特性が、実は大きなネックになっているのではないかなと私は考えております。実際に、冬が近づき除雪のことを考えると憂うつになるという声をよく聞きます。安全・安心なまちづくり、住みやすい平川市となるためのテーマの一つが、道路を含めた除排雪であると考えますので、市民目線でのきめ細やかな対応を今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

最後に、空き家対策について質問いたします。

空き家は、少子・高齢化、人口減少による過疎化と深くかかわり、今後もこの傾向は続くと思われますので、条例等での対処療法と人口を増やすという根本療法で、問題解決を行っていかなければならないと思います。空き家対策についての詳しい質問は、改めて行わせていただきたいと思います。

今回は、①平川市空き家等の適正管理に関する条例施行後の状況についてと、②空き家の除雪について質問させていただきます。

4月1日、平川市空き家等の適正管理に関する条例施行、5月26日に

は空き家対策特別措置法が全面施行されました。条例施行前の平成25年の市独自調査で、空き家は423戸あるとしていました。条例施行後、新たに空き家の通報、相談はあるのでしょうか。市の対応として、管理不全な状態等の情報があった場合、実態調査を行ったうえで所有者を特定し、必要に応じ改善指導を行うよう助言または指導を行いますとありますが、条例施行後、423戸に関しての対応は、どのようになっているのでしょうかお答えください。

差し迫った問題に空き家の除雪があります。降雪による倒壊、屋根雪の道路や隣家・隣地への落雪。これで人的被害が及ばないようにしなければなりません。災害はいつ発生するかわかりません。空き家等の適正管理は所有者の責任ですが、それが滞っているのが現状の問題点です。

そこで除雪を例に条例施行により、市の対応がこれまでと変わった点を平常な場合と緊急安全措置が必要な場合について、市民の皆様にわかりやすく説明いただきたいと思います。御答弁お願いいたします。

○議長

市長。

○市長

空き家対策について、御質問にお答えしたいと思います。

(長尾忠行)

まず、平川市空き家等の適正管理に関する条例施行後の状況についてであります。

御承知のように4月1日から施行した平川市空き家等の適正管理に関する条例は、所有者等や行政の責務等を明文化することで、管理義務がある所有者の自覚を促し、適切な対策に結びつけることにより、安全で安心な市民生活の確保や生活環境の維持向上を目指して制定したものでございます。条例施行後の空き家の通報、相談件数は2件でございます。

平成25年度の調査による空き家423戸のうち、管理不全と思われる空き家につきましては、先ほどの2件も含め、所有者等に対し必要な措置を取るよう、電話や文書でお願いをしているところでございます。

次に、空き家の除雪等に関する御質問でございますけれど、条例と法律は施行されましたが、施行当時、行政代執行という部分が大きく報じられ、空き家は市に通報すれば市がすぐに撤去を行うなどと、誤った理解をされている方も少なくありません。

空き家に関しましては、これはあくまでも個人の財産であり、これまでどおり所有者等がすべて適正に管理しなければなりません。これまでと変わった部分は、管理不全と認められる空き家の所有者等に対する手続きが明確になっており、助言・指導、勧告、命令、公表、そして行政代執行と、それぞれ期限を定めて実施されることとなります。また、罰則規定を設けており、正当な理由もなく命令に従わないときは5万円以下の過料を科すことができます。これは義務の不履行に対して科される制裁的意味合いを持つことから、行政としての強い姿勢を示したものであります。

空き家の除雪に関しましては、これまでも市では降雪期前に空き家の

所有者等に対し、屋根雪の落雪による被害や倒壊を防ぐため、屋根雪の除排雪などの適正管理をお願いしており、今後も継続して啓発に努めてまいります。

次に、緊急安全措置についてであります。例えば積雪による重みで建物の一部が損壊した場合を想定しますと、原則としては所有者等へ連絡し、撤去または飛散防止対策など、必要な措置を早急に講ずるよう指導することになります。

ただし、通行人や近隣住民に被害を及ぼしたり、被害を及ぼすことが明らかな場合や、道路へのがれきの飛散により交通の妨げとなるような状況の場合で、時間的な余裕がなく緊急に措置を講ずる必要があると判断したときは、原則所有者等の同意を得て、市が緊急安全措置を講ずることができるものであります。

これはあくまでも必要最低限度の措置で、その措置に要した経費につきましては、所有者等に請求することになります。荒廃した空き家はそのまま放置されますと、防災・防犯・環境衛生面などで悪影響を及ぼす恐れがあり非常に危険であります。

今後、条例の実効性を高めるためにも、条例の趣旨を広く周知し、市民とともに空き家問題に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

9番、石田昭弘議員。

○9番

(石田昭弘議員)

ありがとうございます。条例施行後の内容が、よく理解できるような御答弁いただきましてありがとうございます。ぜひとも市民の方々にも周知、徹底をお願いしたいと思いますし、また、あくまでも管理責任は所有者にあると。この点をぜひともまたお知らせ願えればありがたいと思います。

条例施行により、空き家等についての情報収集もスムーズになったかと思えます。特定空き家の除去や人口増加、定住促進につながる形での空き家の利活用など、今後の取り組みをぜひとも期待しておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、共に迎える冬に対しましての屋根の雪と、また近隣に対する空き家の雪の影響とか及ぼさないように、被害がないように万全の対策をまた講じていただければありがたいと思いますので、何とぞこの点も含めて今後とも対応のほうよろしくお願い申し上げます。以上で私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長

建設部長。

○建設部長

(櫻庭正紀)

先ほど、側溝の器具の件について、後ほどということでしたがけれども、調べた結果5台ございますので、よろしくお願いいたします。

○議長

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了いたしました。

本日の日程は、すべて終了しました。

○議長

次にお諮りします。

会期日程表のとおり、11日、17日は議事整理のため、14日、15日、16日は決算特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、11日、17日は議事整理のため、14日、15日、16日は決算特別委員会開催のため、本会議を休会とすることに決定しました。

決算特別委員会におかれましては、付託された案件の慎重審査をお願いいたします。

次の本会議は18日午前10時開議としますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会します。

午前11時58分 散会

